

(案)

渡島檜山国有林の 地域別の森林計画書

(渡島檜山森林計画区)

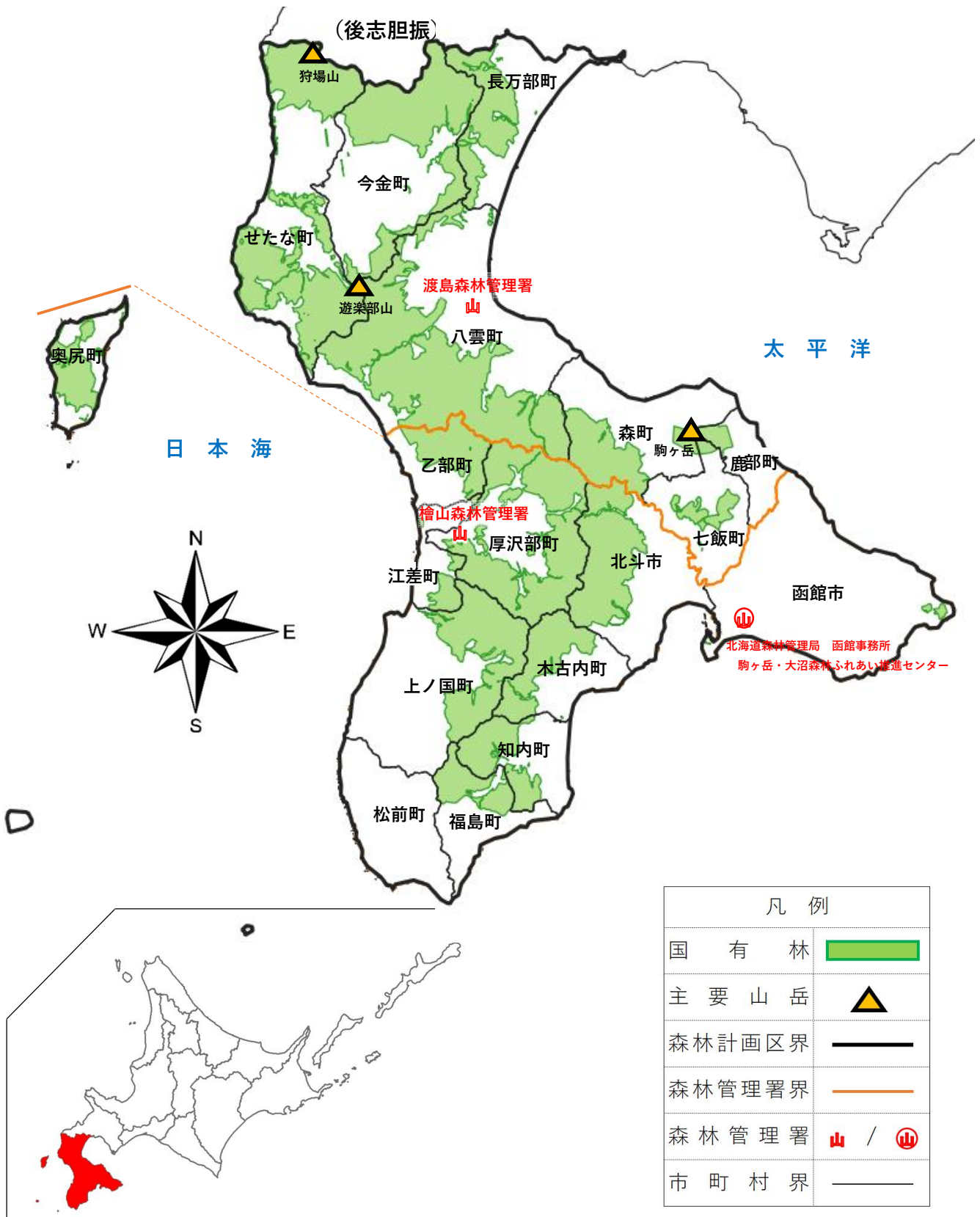
計画期間

自	令和 7 年 4 月 1 日
至	令和 17 年 3 月 31 日

樹立年月日：令和 6 年 12 月 日

北海道森林管理局

渡島檜山森林計画区の位置図



は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、渡島檜山森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
	(1) 位置	
	(2) 自然的背景	
	(3) 社会経済的背景	
	(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	2
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 間伐面積	
	(4) 林道の開設又は拡張の数量	
	(5) 保安林の整備	
	(6) 治山事業	
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	4
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	5
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	9
	(1) 取水施設の上流域等の保全	
	(2) 希少な野生生物が生息する森林の取扱い	
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	9
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	(2) 立木の標準伐期齢	
	(3) その他必要な事項	
2	造林に関する事項	11
	(1) 人工造林に関する事項	
	(2) 天然更新に関する事項	
	(3) その他必要な事項	

3	間伐及び保育に関する事項	14
(1)	間伐の標準的な方法	
(2)	保育の標準的な方法	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
(2)	その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	17
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	林産物の搬出方法等	
(4)	その他必要な事項	
6	森林施業の合理化に関する事項	19
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
(4)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	19
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	20
(1)	保安林の整備に関する事項	
(2)	保安施設地区の指定に関する事項	
(3)	治山事業の実施に関する事項	
(4)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	21
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	21
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	

- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項

第5 計画量等

1 伐採立木材積	2 2
2 間伐面積	2 2
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	2 3
4 林道の開設又は拡張に関する計画	2 3
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	2 3
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 4
(1) 制限林の所在及び面積	
(2) 保安林の区域内の森林	
(3) 自然公園特別保護地域内における森林	
(4) 史跡名勝天然記念物における森林	
(5) 鳥獣保護区域内における森林	
(6) その他制限林	
(7) その他	
2 その他必要な事項	2 7

Ⅲ 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	1
別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	7
別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林 及びその搬出方法	8
別表4 鳥獣害防止森林区域	9
別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	1 0
別表6 治山事業の数量	1 2
別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	1 3

Ⅳ 林道開設計画図

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

北海道南西部の渡島半島に位置し、渡島総合振興局及び檜山振興局の全域で構成される。北部は狩場山地を境に後志胆振森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本計画区は、渡島半島を囲むように日本海側から東部の内浦湾（噴火湾）に至るまで非常に長い海岸線を有している。北縁に渡島半島最高峰の狩場山（1,520m）、第2峰の遊楽部岳（1,277m）を有し、脊梁部は、400m～1,000m級のなだらかな比較的標高の低い山地が形成されている。東部の駒ヶ岳（1,131m）の一体は周辺の湖沼を含めて国定公園に指定されている。

また、西部の日本海上には、奥尻島（142.97 km²）が浮かぶ。

ブナ及びヒノキアスナロ（ヒバ）の北限地帯であるとともに、トドマツの南限地帯、スギの造林が普及している北限地帯である。

本計画区は、北海道内では比較的、尾根と沢が入り組む複雑な地形をみせている。

主要な河川としては、北部に日本海側に西流する後志利別川や内浦湾（噴火湾）に東流する遊楽部川が挙げられる。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質 先白亜系の上礫層群・松前層群の堆積岩と花崗岩類を基底として、グリーンタフ系の火山噴出物に富む新第三系堆積物がそれら基盤岩類を広く覆っている。

(イ) 土壌 山地帯は褐色森林土が広く分布している。山頂緩斜面の発達する亜高山域等では暗色系褐色森林土が見られる。

亜高山帯の風衝地、山地帯のやせ尾根などではポドゾル化土壌が見られる。特に駒ヶ岳、渡島大島などの火山活動による火山放出物未熟土壌が広く分布している。

ウ 気候

対馬海流の影響を受けるため、北海道の中では全般的に寒暖の差が少なく比較的温暖な気候である。夏季の多雨傾向、冬季の強い季節風、季節ごとの降水量の傾向、積雪量などから、日本海側の気候区分に位置づけられている。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

2市16町（国有林は2市15町に所在）

イ 人口

約414千人（令和2年国勢調査）

ウ 産業

(ア) 農 業 温暖な気候を生かした園芸作物の生産をはじめとして、水稻、ばれ

いしょを中心とした生産が営まれている。また、酪農、肉用牛の生産、養豚等の畜産も営まれているなど、地域ごとに特色のある農業生産が展開されている。

(イ) 水産業 日本海、津軽海峡、太平洋・噴火湾と特性の異なる3海域に面し、古くから水産業が盛んな地域である。定置網やイカ釣り漁、ウニ・アワビ漁、コンブやホタテの養殖等の多様な形態の水産業が営まれている。

(ウ) 観光業 大沼国定公園をはじめ5つの自然公園、全道の約2割弱の箇所数を占める温泉、歴史的名勝、多くの森林・溪谷、山岳等があり、レクリエーション等の場として活用されている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

(ア) 森林面積 計画区 529 千 ha (計画区土地面積の約 81%)
国有林 256 千 ha (計画区森林面積の約 48%)

(イ) 森林蓄積 計画区 73,611 千 m³
国有林 27,226 千 m³
(国有林の ha 当たり蓄積 106 m³ (全道平均 151 m³))

(ウ) 人工林率 計画区 28% (全道平均 27%)
国有林 26%

注) (ア)～(ウ)は令和4年度北海道林業統計による。

イ 産業別就業人口総数における林業の状況

本計画区の実業者総数は186,106人、このうち第1次産業が14,623人で8%、第2次産業が34,852人で19%、第3次産業が131,577人で71%となっている。第1次産業の内訳は農業が7,899人、林業が652人である。就業人口に占める第1次産業就業率は、全道平均の7%に対し、ほぼ同等である。また、第1次産業に占める林業の就業人口は、全道平均の4%に対し、5%と僅かに高くなっている。

注) 産業別就業人口総数には、分類不能の人数を含む。

注) 令和2年国勢調査結果(総務省統計局)

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う木材需要の下落を受けて立木販売の供給調整を実施したこと、市況の悪化に伴い立木販売の入札不調が発生したこと等により実行数量が計画を下回った。

人工造林面積については、主伐実施箇所に加えて、台風による風倒被害が発生した箇所で植栽をしたことから、実行数量が計画を上回った。天然更新面積については、伐採箇所の見合わせ等の影響により、実行数量が計画を下回った。

間伐面積についても、伐採立木材積と同様の理由により事業量を調整した結果、実行数量が計画を下回った。

林道の開設については、森林整備事業の実施箇所及び実施時期を勘案しつつ、状況

の変化に応じて弾力的に路網整備を図るために広範な箇所を現計画へ計上した。その上で各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、開設・拡張ともに計画を下回った。

保安林の整備については、おおむね計画どおりの実行数量となった。

治山事業について、防災・減災対策を弾力的に実施できるよう広範な箇所を計画へ計上した上で、各箇所の緊急度と施工可能性及び自然復旧の状況を踏まえて事業を実行した結果、溪間工は、おおむね計画どおりの実行数量となり、山腹工は実行数量が計画を大きく下回った。また、保安林の目的を達成するために着実に事業を実施した結果、植栽工は実行数量がおおむね計画どおりとなり、本数調整伐は計画量を上回った。

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	263	860	1,123	162	578	739	62%	67%	66%
針葉樹	242	805	1,047	134	529	663	55%	66%	63%
広葉樹	21	55	76	28	48	76	133%	87%	100%

注1) 四捨五入の関係で、総数は必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ。)

注2) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(R2～R6年度)である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,274	1,550	122%	1,158	1,523	132%	116	28	24%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(R2～R6年度)である。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha

計 画	実 行	実行歩合
16,488	9,139	55%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(R2～R6年度)である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 (開設)距離：km

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	62	11	18%	16	6	38%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(R2～R6年度)である。

(5) 保安林の整備

単位 面積：ha

種類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	13	13	100%	141	144	102%
水 源 か ん 養	-	-	-	135	139	102%
土砂流出防備	-	-	-	6	5	88%
土砂崩壊防備	13	13	100%	-	0	-
保 健	-	-	-	-	0	-
風 致	-	-	-	-	0	-

注1) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(R2～R6年度)である。

注2) 実行の「0」表示は、1未満の値、「-」表示は未着手のものである。

(6) 治山事業

主な工種	計 画	実 行	実行歩合
溪 間 工 (箇所)	23	19	83%
山 腹 工 (箇所)	36	7	19%
植 栽 工 (ha)	5	5	108%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(R2～R6年度)である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。

一方で近年、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることから、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。

本計画では、このような考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

計画の策定に当たっては、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、各機能に応じた計画事項を明らかにし、森林づくりに取り組むこととする。

また、この計画に即し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮する。

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

総 数		255,595.57	官行造林98.82haを含む。
市町村別内訳	函 館 市	443.80	
	北 斗 市	17,998.38	
	松 前 町	—	
	福 島 町	6,422.94	
	知 内 町	9,095.87	
	木 古 内 町	10,903.90	
	七 飯 町	3,465.26	
	鹿 部 町	1,583.29	
	森 町	11,389.80	
	八 雲 町	50,040.98	
	長 万 部 町	12,641.18	
	江 差 町	3,040.35	
	上 ノ 国 町	19,032.65	
	厚 沢 部 町	30,055.00	
	乙 部 町	8,819.69	
	奥 尻 町	6,526.10	
	今 金 町	26,896.89	
	せ た な 町	37,239.83	官行造林地98.82haを含む

注 1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。なお、本計画区内には公有林野等官行造林地は存在しない。

注 2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、渡島森林管理署及び檜山森林管理署に備え置く。

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

上記の「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を把握した上で、多様な森林の計画的な整備及び保全を推進する。

具体的には、育成単層林については、自然的及び社会的な条件が有利な箇所を中心に適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により健全な森林の育成に努める。

また、育成単層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。

さらに、花粉発生源対策を加速化するほか、地質の脆弱な火山性地形の分布等の

なお、機能ごとの森林整備及び保全の目標を以下に定める。

ア 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、流域を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、社会情

勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、流域治水とも連動した国土強靱化対策を推進する。加えて、衛星画像等のリモートセンシングの利用を推進するとともに、エゾシカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推

進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	61,538	56,666
	育成複層林	9,512	14,391
	天然生林	170,365	170,358
森林蓄積 (m ³ /ha)		118	120

注) 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

(1) 取水施設の上流域等の保全

取水施設の上流域等の特定水源に近接する箇所での伐採については、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね 50m 以上（水辺からおおむね片側 25m 以上）の保護樹帯を設置する。

(2) 希少な野生生物が生息する森林の取扱い

ア クマタカ、クマゲラ等の希少な野性鳥類

希少な野生鳥類の生息する森林の取扱いについては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）や別途定める各種生息森林の取扱方針に基づき、生息環境の整備、保全や施業上の配慮に努める。

イ その他の希少な野生生物

このほかの希少な野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき定められている国内希少野生動植物種についても、その生育・生息の把握に努める。

その生育・生息が確認された場合には、有識者から助言を得つつ、その保護に配慮した施業に努める。

ウ 自生の分布限界地域であることの留意

渡島半島一帯は、自生するブナ、ヒバの北限地帯であるとともに、自生するトドマツ、アカエゾマツの南限地帯でもある。また、奥尻島は島しょ部におけるブナの北限である。このため、これらの天然林における生物多様性の保全にも留意する。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第 2 の 1 「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものと

する。

また、施業の実施に当たっては、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。加えて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、人工林においては、林内に生育している天然木の配置状況等森林の現況を考慮し、様々な林種・樹種・林齢からなる森林へ誘導・維持する整備を推進する。

このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

スギの花粉発生源対策の重点区域に準じた国有林においては、スギ人工林の主伐及び他樹種の植替え等の促進に努める。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、標準伐期齢に達しているものを対象とし、更新を伴うものとする。

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。その際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ目標林型に応じた適切な伐採及び更新の方法を定めて実施する。特に天然更新を活用する場合には、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

また、林業機械の走行等に必要な搬出路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、林地の保全や生物多様性等に配慮するとともに「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

なお、水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、森林の諸機能の維持、生物多様性の保全等のため、必要がある場合には、保護樹帯を設置する。

ア 皆伐

皆伐は、林地生産力が高く、傾斜が緩やかで林道からの距離が近いなど引き続き効率的な施業が可能な箇所で実施する。その際には、公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。皆伐については、標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢に達しているものを対象とする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

複層伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

(2) 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラムツ、グイマツ	30
	スギ	50
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" " 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(3) その他必要な事項

伐採箇所の選定や事業の実施に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮して行うものとし、流木の発生及び土砂の流出に起因する被害を最小化するべく、必要な措置を講ずる。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新による。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林による。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定する。

また、育成複層林施業を行う林分については、自然条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

なお、花粉発生源対策の重点区域に準じた国有林を中心にスギ以外の樹種へ植替えを進めていくこととする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象及び気象害の発生状況その他の自然条件及び既往の造林地の成績等を勘案する。また、天然力を積極的に活用するとともに、エリートツリー等の成長の優れた樹木の導入やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入も推進しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

(ア) 地拵え

地拵えの方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況や大型機械の有効活用等も検討のうえ、現地に適合した方法を採用する。

(イ) 植付け

植付けは、極力乾燥を避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

(ウ) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、過去の森林被害、周囲の人工林の生育状況、施業体系、地位等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、将来的な成林を前提として可能な限り低密度とする。

検討に当たっては、多様な森林への誘導、造林作業の効率的で低コストな森林整備の推進等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況、地拵えの仕様等に応じて次表を目安に検討する。

なお、保安林の指定施業要件の植栽指定のある場合は、その制限を遵守する。

樹 種	植栽本数(本数/ha)
トドマツ	1,500～2,500
アカエゾマツ、エゾマツ	1,500～2,500
カラマツ、グイマツ	1,500～2,500
スギ	2,000～3,000
その他針葉樹	1,500～3,000
クロマツ(海岸林)	10,000
広葉樹	2,000～4,000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

(エ) その他人工造林の標準的な方法

諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障がある場合は、その枯損

原因を究明の上、速やかに補植を行う。なお、人工下種は、自然条件等により天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、現地の状況に応じて地表処理等の更新補助作業も検討し、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

また、更新状況を確認し、更新が完了できないと判断される場合は、人為により更新を図る。

(ア) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

(イ) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行うなど確実に更新を図る。

(ウ) 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

また、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

なお、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

なお、森林の状況に応じて、施業の省力化・効率化を図る。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹 種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2 回	3 回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	11 齢級 (51～55年)	初回、2 回目は原則列状間伐とし、3 回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	11 齢級 (51～55年)	14 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
スギ	5 齢級 (21～25年)	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	10 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

注1) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

注2) 列状間伐には残存列内での単木間伐を含むものとする。

注3) 初回、2 回目は原則列状間伐とするが、列状間伐によることが不相当と認められる林分や列状間伐によらなくても効率的に作業が実施できる林分等については、一部またはすべてで単木間伐を行うこともある。

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐、鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、更新の完了後、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、局地的な気象条件、目的樹種の成長を阻害する草本植物等の繁茂の状況、地形、植栽方法を勘案し、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

なお、目的樹種には、植栽木のみならず、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、公益的機能の発揮及び利用上有用な天然更新木も含める。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業 種別	樹 種	保 育 作 業 の 年 次 別 計 画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下 刈	カ ラ マ ツ	←			→													
	ト ド マ ツ																	
	エ ゾ マ ツ	←					→											
	アカエゾマツ																	
	ス ギ	←				→												
つる切・ 除伐	カ ラ マ ツ						←								→			
	ト ド マ ツ																	
	エ ゾ マ ツ									←							→	
	アカエゾマツ																	
	ス ギ								←					→				

表中の↔は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

注2) 下刈については、地拵方法の違いによる植生の回復状況や植栽樹種の特性を踏まえるなど可能な限り回数の削減をする。

注3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合にのみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、成林に支障がないと判断された時期とする。

(イ) つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

(ウ) 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。

また、目的樹種以外であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

(エ) 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐

までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(オ) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

イ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

ウ 路網の有無にかかわらず、林分のうっ閉を理由に、下層植生の減退等により、水源の涵養機能^{かん}の低下を招くおそれがある森林については、間伐や除伐を実施する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能^{かん}の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林における自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網

と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものと、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮する。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km		
区分	路線数	延長
基幹路網	347	1,351
うち林業専用道	30	67

注)「基幹路網」は林道及び林業専用道が該当する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 m/ha			
区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	15以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

注) < >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

(具体的な取扱い「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)による。)

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

〈指定の基準〉

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林道規程等に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注や経営の安定強化のための指導により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資する。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給、森林資源の保続状況、流通及び加工施設の状況、合法伐採木材の流通促進並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、林産物を安定的に供給し得る体制の整備を推進していく。

(4) その他必要な事項

木質バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間の森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定等の取組の推進による民有林との連携強化により、流域における林業の成長産業化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たしていく。

また、民有林において導入された森林経営管理制度に関し、担い手となる市町村への森林技術情報の提供等の支援を行うとともに、対象森林の経営管理の再委託先となる意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。なお、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、意欲と能力のある林業経営者に委託するように配慮する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区別表2のとおり。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

別表3のとおり。

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの森林作業道等の設置は、極力避ける。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工などを必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するなど、制度を厳正に運用する。

- (4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、公衆の保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

- (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について指定する。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、総合的な流木対策を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表4のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を効果的に推進する。

(ア) 影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努める。

また、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明及び早期防除に努め、エゾシカ捕獲事業等にも積極的に取り組む。

(イ) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図る。

(ウ) 狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

とりわけ、ナラ枯れ被害対策については、当森林計画区が被害の先端地域であることを踏まえ、これ以上の被害拡大を防止するよう積極的に取組を進める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3(1)アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必

要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

（3）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発を図る。

また、春先の乾燥時期には巡視を強化するほか、一般入林者に対する普及啓発を講じる。

（4）その他必要な事項

利用者が多く見込まれる地域にあつては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行う。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、上記の取組に加え、立入防止対策や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,681	2,413	269	1,003	903	100	1,678	1,509	169
うち前半5年分	1,319	1,182	136	401	358	43	918	825	93

注）総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総数	30,998
うち前半5年分	16,484

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総数	3,529	763
うち前半5年分	1,685	329

4 林道の開設又は拡張に関する計画

別表5に示すとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	250,743	250,743	
水源涵養のための保安林	143,483	143,483	
災害防備のための保安林	99,914	99,914	
保健、風致の保存のための保安林	7,346	7,346	

注）総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源^{かん}涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源かん養の ための保安林	—	—	—	—	1,866

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表6に示すとおり。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 制限林の所在及び面積

別表7に示すとおり。

(2) 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林において定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

ア 主伐の方法

(ア) 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、以下の3区分とする。

① 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

② 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）

③ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

(イ) 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させるものとする。

(エ) 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

(オ) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。）

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

エ 植栽の方法、期間及び樹種

- (ア) 伐採跡地への植栽は、満 1 年生以上の苗を、おおむね 1 h a 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して原則 2 年以内に行う。
- (ウ) 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽する。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 一 種 特 別 地 域	ア 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 イ 単木択伐法は、次の規定により行う。 (ア) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (イ) 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	ア 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 イ 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 エ 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 オ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 キ 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (ア) 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 三 種 特 別 地 域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

(4) 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いとは次による。

区 分	制 限 内 容
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

(5) 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和 39 年 1 月 17 日付け 38 林野第 1043 号）」によるが、一般的な取扱いとは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐。 イ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 ウ その他の森林にあつては伐採種を定めない。 エ 地域別の森林計画の初年度以降 5 年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とする。 オ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

(6) その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

(7) その他

これら制限林が重複した場合の施業方法は、いずれの制限も遵守する。

2 その他必要な事項

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

Ⅲ 別 表

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			255, 491. 57	
市町村別内訳	函館市	6151～6156	443. 80	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(ア)のとおり。
	北斗市	5003～5250, 6001～6090, 6142～6146	17, 997. 07	
	福島町	4117～4126, 4128～4232	6, 422. 94	
	知内町	3220～3224, 4001～4056, 4059, 4061～4116, 4233～4249, 4251～4262, 4264～4269, 4273～4279	9, 095. 87	
	木古内町	3001～3219, 3225	10, 902. 79	
	七飯町	1199, 2091～2141, 2147, 2148	3, 465. 26	
	鹿部町	1200, 1201	1, 583. 29	
	森町	1001～1198	11, 389. 80	
	八雲町	1～179, 183～352, 557, 3023～3097, 3099～3138, 3140～3143, 7149～7372, 7499	50, 040. 98	
	長万部町	353～556	12, 641. 18	
	江差町	330～333, 545, 2001～2043	3, 040. 35	
	上ノ国町	2044～2378	19, 032. 65	
	厚沢部町	1～27, 30～129, 131～298, 300～323, 327～329, 334～544, 547	30, 054. 66	
	乙部町	1373～1495	8, 819. 66	
	奥尻町	2379～2474	6, 526. 10	
	今金町	4001～4396, 5205～5210	26, 895. 79	
	せたな町	5001～5204, 5211～5421, 6001～6148, 6496～6498	37, 139. 38	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			119,499.87	
市町村別内訳	函館市	6153, 6155	282.04	※Ⅱ-第3-4-(1) -イ-(イ)のとおり。
	北斗市	5003～5079, 5103, 5114～5116, 5137～5145, 5169, 5194, 5196, 5213, 5215, 5239, 6020, 6021, 6023, 6027, 6032, 6043～6053, 6055, 6071, 6083, 6085～6086, 6142～6146	4,954.42	
	福島町	4141, 4142, 4144～4146, 4167, 4187, 4188, 4190	133.87	
	知内町	3220～3224, 4007, 4066, 4068～4070, 4080～4090, 4092～4095, 4233～4249, 4251, 4252	1,975.53	
	木古内町	3028～3036, 3042, 3043, 3048, 3049, 3057, 3092, 3096～3108, 3129～3134, 3139, 3140, 3154, 3155, 3157, 3164～3171, 3173, 3174, 3186, 3187, 3205, 3206, 3208, 3211～3219	2,312.89	
	七飯町	1199	608.14	
	鹿部町	1200, 1201	1,582.45	
	森町	1001～1025, 1037～1041, 1051, 1058, 1096, 1098～1104, 1149, 1155, 1170～1198	4,234.88	
	八雲町	1～90, 102～179, 183～346, 557, 3023～3097, 3099～3138, 3140～3143, 7185, 7188～7277, 7295, 7296, 7300, 7301, 7304, 7305, 7338～7372, 7499	41,819.60	
	長万部町	380～556	10,772.00	
	江差町	330～333, 545, 2001～2010, 2013～2016, 2026, 2035～2043	1,902.59	
	上ノ国町	2044～2049, 2054, 2061, 2076, 2107, 2112, 2115, 2116, 2123, 2132～2144, 2154, 2170, 2177, 2178, 2180, 2184, 2208, 2209, 2211～2213, 2215, 2225, 2227, 2234～2236, 2241, 2242, 2256, 2260～2262, 2265, 2272, 2281, 2282, 2293～2378	6,685.79	

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
市 町 村 別 内 訳	厚沢部町	7～10, 15, 91, 99, 104, 173～179, 196, 199, 206～220, 289～298, 300～317, 322, 323, 327～329, 375, 377, 379, 390～429, 485, 509～513, 536～540, 547	6, 111. 45	※Ⅱ-第3-4-(1) -イ-(イ)のとおり。
	乙部町	1389, 1390, 1393, 1416～1421, 1439, 1456～1464, 1483, 1495	1, 169. 28	
	奥尻町	2379～2474	6, 496. 32	
	今金町	4067, 4100, 4101, 4103～4118, 4157, 4164, 4165, 4167, 4169, 4172～4179, 4183, 4184, 4188, 4189, 4191～4198, 4222, 4230, 4251, 4265～4268, 4277～4281, 4297, 4299, 4300, 4328, 4330, 4331, 4339, 4350～4358, 4361～4368, 4370～4378, 4394～4396	4, 384. 51	
	せたな町	5001～5062, 5076～5081, 5086～5099, 5118, 5119, 5211～5324, 5326, 5327, 5332～5334, 5344～5366, 5368～5376, 5379, 5389～5421, 6001～6037, 6047, 6062～6106, 6111, 6112, 6114, 6115, 6121, 6122, 6136～6148, 6496～6498	24, 074. 11	

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			272.92	
市 町 村 別 内 訳	江差町	545	86.83	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ- (イ)のとおり。
	厚沢部町	547	26.65	
	奥尻町	2383	21.24	
	今金町	4394	8.24	
	せたな町	5416, 5417, 5421	129.96	

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			56,845.41	
市町村別内訳	函館市	6151, 6153～6156	434.27	※Ⅱ-第3-4-(1) -イ-(イ)のとおり。
	北斗市	5003, 5006, 5007, 5013, 5015, 5020～5024, 5032, 5033, 5035, 5039, 5070, 5073～5075, 5080～5082, 5100, 5132, 5133, 5136, 5163, 5173, 5175, 5178, 5211, 5235, 5236, 5238, 5239, 6007, 6008, 6015～6017, 6046～6051, 6061～ 6064, 6074～6081, 6083～6085, 6087～6090	1,448.55	
	福島町	4133, 4148～4153, 4155～4160, 4169～4174, 4176～4183, 4190, 4208～4210	1,523.74	
	知内町	4014, 4017, 4019～4021, 4046, 4064～4072, 4076, 4082～4086, 4091～4093, 4106, 4110, 4111, 4115, 4238～4242, 4257, 4258, 4268, 4275, 4276	922.67	
	木古内町	3016, 3081, 3083, 3086, 3177, 3180	222.11	
	七飯町	1199, 2102～2104, 2106, 2107, 2110, 2133, 2136～2141, 2147	1,175.37	
	鹿部町	1200, 1201	1,583.29	
	森町	1004～1013, 1015, 1016, 1021～1024, 1038～ 1040, 1043, 1045～1049, 1052, 1054～1061, 1068～1073, 1078～1083, 1085～1088, 1090～ 1099, 1101～1103, 1106～1111, 1114～1116, 1119, 1120, 1123～1141, 1143～1151, 1162, 1163, 1166, 1173～1175, 1177～1182, 1186, 1188～1198	3,232.42	
	八雲町	19～22, 28～37, 40～56, 59～73, 75～79, 81, 83 ～88, 90, 100, 101, 107, 108, 111～113, 115～ 141, 155, 167～170, 184～190, 193～196, 208～ 210, 212～215, 233～236, 240～243, 245～248, 250～262, 266, 268～276, 278, 290, 291, 293, 341, 342, 349～352, 3040～3044, 3049～3055, 3067, 3077～3079, 3081, 3104, 3105, 3107～ 3115, 3118～3120, 3122, 3123, 7150～7155, 7158～7167, 7172～7184, 7186, 7187, 7192～ 7196, 7199～7226, 7228～7230, 7233, 7249, 7251～7259, 7264, 7265, 7267, 7270, 7271, 7273 ～7275, 7281～7285, 7288～7298, 7301～7303, 7306～7336, 7343～7360, 7362～7371	13,453.14	
	長万部町	353, 354, 356, 358～362, 365～367, 420, 439, 440, 490, 514, 515, 520～529, 533, 535, 536	918.22	
	江差町	2036～2040	498.60	
	上ノ国町	2081, 2281～2283	192.17	

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
市町村別内訳	厚沢部町	297, 298, 300, 343～345, 347, 367～375, 381～390, 394～396, 398～400, 406, 411, 413～419, 449～452, 454, 460, 463, 464, 469, 471～473, 475, 478～504, 518, 519, 522～524	2, 948. 01	※Ⅱ-第3-4-(1) -イ-(イ)のとおり。
	乙部町	1375～1385, 1387, 1391～1396, 1402, 1404～1406, 1410, 1412, 1414, 1418～1439, 1441～1448, 1453～1455, 1460～1481, 1489～1491	2, 942. 58	
	奥尻町	2379, 2380, 2386, 2387, 2391, 2393, 2401～2403, 2407～2413, 2415～2422, 2424, 2426～2429, 2431～2433, 2440～2442, 2452～2456, 2460, 2461, 2463, 2466～2471	2, 725. 72	
	今金町	4001～4003, 4006～4008, 4022～4028, 4041～4045, 4056～4059, 4072～4084, 4089, 4090, 4099～4115, 4128, 4129, 4138～4157, 4160, 4167, 4168, 4172, 4173, 4175～4177, 4181～4232, 4245, 4246, 4270, 4272～4279, 4282～4289, 4295～4297, 4313～4316, 4324～4328, 4330, 4331, 5205, 5208～5210	8, 814. 12	
	せたな町	5001～5075, 5077～5079, 5088～5092, 5103, 5106～5119, 5123～5180, 5184, 5191, 5192, 5195～5199, 5201～5204, 5220, 5221, 5241, 5253～5272, 5281～5286, 5336～5338, 5360～5364, 5370, 5373, 5375～5380, 5383, 5386, 5391, 5392, 5395～5397, 5407～5411, 5413～5415, 5418, 6003～6005, 6007～6012, 6048, 6049, 6079, 6080, 6083～6106, 6125～6128, 6130, 6135	13, 810. 43	

別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

		単位 面積 : ha		
区 分	森林の区域	面 積	留意すべき事項	備考
総 数		243,340.16		
市 町 村 別 内 訳	函館市	6153～6155	284.50	土流保
	北斗市	5003～5146, 5148～5157, 5160～5250, 6001～6090, 6142～6146	17,854.37	土流保, 水涵保, 土崩保, その他
	福島町	4117～4126, 4128～4232	6,406.87	土流保, 水涵保, 土崩保, その他
	知内町	3220～3224, 4001～4056, 4059, 4061～4116, 4233～ 4249, 4251～4262, 4264～ 4269, 4273～4279	9,034.82	土流保, 水涵保, 土崩保, その他
	木古内町	3001～3219	10,876.71	土流保, 水涵保, 土崩保, その他
	七飯町	1199, 2091～2136	3,116.63	土流保, 水涵保, 土崩保
	鹿部町	1200, 1201	1,582.64	土流保, 水涵保, 土崩保
	森町	1001～1198	11,362.61	土流保, 水涵保, 土崩保
	八雲町	1～109, 111～179, 183～352, 3023～3097, 3099～3138, 3140～3143, 7149～7372, 7499	49,748.14	土流保, 水涵保, 土崩保, その他
	長万部町	353～556	12,622.49	土流保, 水涵保, 土崩保
	江差町	330～333, 545, 2001～2043	3,039.77	土流保, 水涵保, 土崩保, 飛砂保
	上ノ国町	2044～2182, 2242～2378	15,675.87	土流保, 水涵保, 土崩保, 飛砂保, 干害保, その他
	厚沢部町	131～298, 300～323, 327～ 329, 334～543	23,572.79	土流保, 水涵保, 土崩保, 飛砂保, 干害保
	乙部町	1373～1432, 1434～1438, 1440～1495	8,669.89	土流保, 水涵保, 土崩保, 飛砂保, 干害保
	奥尻町	2379～2474	6,473.11	土流保, 水涵保, 土崩保, 飛砂保, 干害保, その他
	今金町	4001～4050, 4052～4238, 4241～4293, 4297～4393, 4395, 4396, 5205～5210	26,436.24	土流保, 水涵保, 土崩保, 飛砂保, 干害保
	せたな町	5001～5204, 5211～5420, 6001～6118, 6121～6132, 6136～6148, 6496～6498, 2	36,582.71	土流保, 水涵保, 土崩保, 飛砂保, 干害保, その他

地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更にあつて土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「その他」は砂防指定地である。

注2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表 3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積 : ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
総 数			3, 035. 36	
市町村別内訳	北 斗 市	5003～5005, 5008, 5010, 5014～5017, 5019, 5026, 5029, 5032, 5039, 5040, 5044, 5045, 5049, 5050, 5053, 5055, 5057～5060, 5066～5069, 5073, 5077, 5078, 5138, 5139, 5142, 5144, 6046, 6051	179. 91	搬出する場合は、原則として架線集材によるものとする。
	福島町	4144	2. 82	
	知内町	3221	1. 52	
	木古内町	3028, 3029, 3103, 3134, 3140, 3206, 3213, 3218	23. 23	
	森 町	1100, 1155, 1171, 1173～1176, 1178, 1182	32. 15	
	八雲町	5, 10, 14, 15, 44, 46, 50, 63, 65, 74, 87, 102, 108, 119, 120, 129, 130, 136, 143, 171, 179, 185, 186, 191, 197, 213, 214, 226, 251, 276, 281, 292, 331, 3026, 3027, 3029, 3030, 3032, 3034, 3039, 3042, 3043, 3046, 3047, 3050, 3060, 3061, 3067, 3072, 3073, 3075, 3076, 3078, 3080, 3087, 3092, 3100, 3107, 3117, 3119, 3133, 3138, 7188, 7190, 7193, 7196, 7198, 7199, 7201～7203, 7205～7208, 7211, 7217, 7218, 7220～7222, 7235, 7238, 7239, 7242～7244, 7246, 7260, 7261, 7265, 7266, 7268, 7270, 7272, 7301, 7305, 7342～7344, 7349, 7358, 7364, 7366, 7369, 7370	1, 493. 02	
	長万部町	412, 413, 434, 442, 443, 462, 506, 512, 517, 543, 545, 553, 555	16. 80	
	江差町	2001～2003, 2005, 2015, 2026, 2041	47. 46	
	上ノ国町	2048, 2049, 2115, 2138, 2301, 2304, 2305, 2310, 2313, 2320, 2321, 2335, 2342, 2352, 2354, 2360, 2367	60. 67	
	厚沢部町	173, 174, 178, 211, 216, 289, 291, 292, 296, 297, 304, 307, 322, 392～396, 398, 399, 401, 407, 410, 417, 418, 421～424, 426, 428, 485	376. 68	
	乙部町	1419～1421, 1439, 1458, 1459, 1472	142. 87	
	奥尻町	2405, 2414, 2425, 2430, 2462, 2472, 2474	8. 47	
せたな町	5052, 5059～5062, 5087, 5255, 5257, 5261, 5263, 5267, 5268, 5355, 5407, 5409～5411, 6002, 6017, 6018, 6022, 6026, 6085, 6088, 6089, 6091, 6094, 6098, 6101, 6102, 6141, 6143	649. 76		

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表 4 鳥獣害防止森林区域

		単位 面積 : ha	
区 分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数			9, 281. 74
市町村別内訳	北斗市	5090～5092, 5101～5103, 5113～5117, 5169～5172, 5174～5176, 5192, 5193, 5204～5206, 5208～5230, 5235～5245, 6001, 6002, 6013～6015, 6090	3, 152. 89
	福島町	4118～4125, 4128～4130, 4136～4141, 4160～4169, 4173, 4175～4202, 4205, 4207～4211, 4224～4228	3, 759. 15
	知内町	4235～4245, 4252～4260, 4265～4268, 4273, 4274, 4276～4278	2, 122. 31
	木古内町	3001, 3010, 3011, 3016, 3027	247. 39
	七飯町	1199, 2093～2101, 2126～2138	1, 790. 09
	鹿部町	1200, 1201	1, 583. 29
	森町	1001～1006, 1013～1019, 1021, 1050～1053, 1063～1067, 1069～1077, 1079, 1083, 1084, 1089～1114, 1174, 1189	3, 726. 89
	八雲町	86～99, 101～103, 105, 148～151, 155～160, 162～166, 195, 196, 337～347, 349～352, 3023, 3068, 3072～3075, 3079～3089, 3101～3107, 3110～3124, 3127, 3128, 3135～3138, 7161, 7162, 7166～7177, 7180～7188, 7190～7196, 7199, 7200, 7257～7264, 7279～7297, 7307～7313	11, 390. 72
	長万部町	353, 494～497, 507, 518, 548～551, 554～556	997. 54
	江差町	330～333	178. 40
	厚沢部町	1～6, 18～23, 79～83, 102～116, 126～129, 132～145, 148～155, 159～162, 168～172, 183～186, 193, 194, 197～208, 229, 230, 335～346, 349～360, 368, 400～403, 436～440, 527～540, 544, 547	7, 450. 45
	乙部町	1445～1449, 1453～1460, 1467～1495	3, 089. 09
	今金町	4318, 4319, 4323, 4327～4340	1, 079. 48
	せたな町	5143, 5146, 5147, 5318～5321, 5324, 5326～5329, 5330～5343, 5346～5349, 5357～5360, 5362～5376, 5380～5391, 5393, 5394, 5399～5409, 5421, 6003, 6005～6022, 6026, 6027, 6029, 6030, 6033～6036, 6040～6058	7, 776. 54

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha

種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備 考	
自動車道 (管理)	林業専用道	木古内町	建有川チリチリ線林道	4.5	546	○	1-1		
	小計		1 路線	4.5	546				
	林業専用道	森町	赤井川林道第一支線	1.8	140	○	5-8		
			桂川森濁川線林道澄川支線	2.0	384	○	6-10		
			毛無山線林道	2.2	154		6-11		
			赤井川林道宿野辺支線	1.0	80		5-9		
	小計		4 路線	7.0	758				
	林業専用道	八雲町	南満河林道セイヨウベツ支線	4.4	315	○	7-12		
			サックルベツ川林道	1.8	278		7-13		
	小計		2 路線	6.2	593				
	林業専用道	長万部町	土津田フラヌベツ線林道	1.5	136	○	8-14		
			上国縫川林道ワルイ川支線	2.9	401	○	8-15		
			紋別川林道ペタヌ支線	2.8	401		8-16		
			上国縫川林道ワルイ川支線	3.5	401		8-17		
	小計		4 路線	10.7	1,339				
	林業専用道	上ノ国町	中の沢林道糖野越支線 中ノ峰分線	1.3	160	○	2-2		
			中の沢林道糖野越支線	2.0	338	○	2-3		
			茅野線林道	4.5	429		2-4		
	小計		3 路線	7.8	927				
	林業専用道	厚沢部町	館泉沢中野線林道糖沢支線四隅沢分線	7.6	557	○	3-5		
			桂の沢梅漬峠線林道	5.1	638		3-6		
	小計		2 路線	12.7	1,195				
	林業専用道	奥尻町	青苗小倉川林道	2.2	180			4-7	
	小計		1 路線	2.2	180				
	林業専用道	せたな町	長四郎・小川牧場線林道	3.0	219	○	9-18		
			番の沢猪岱線林道	3.0	376	○	10-19		
	小計		2 路線	6.0	595				
	管理 計			19 路線	57.1	6,133			
	合 計			19 路線	57.1	6,133			

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	箇所数	備 考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	八雲町	釜別林道	210	2	擁壁工
		相沼内川林道	40	1	橋梁工
		南満河林道	60	2	橋梁工
	小計	3 路線	310	5	
	せたな町	真駒内川林道	80	3	橋梁工
	小計	1 路線	80	3	
基幹 計		4 路線	390	8	
自動車道 (管理)	八雲町	釜別林道逆川支線	30	1	橋梁工
	小計	1 路線	30	1	
管理 計		1 路線	30	1	
合 計		5 路線	420	9	

別表 6 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
函館市	6153, 6155	2	溪間工	
福島町	4173	1	山腹工	
知内町	4079, 4094, 4081, 4093, 4083, 4234, 4246	4	溪間工	
木古内町	3153, 3154, 3206	2	溪間工、山腹工	
七飯町	2122	3	溪間工	
森町	1158, 1159, 1178	2	溪間工	
八雲町	114, 224, 283, 301, 302, 3072, 7170, 7190, 7499	9	溪間工, 山腹工	
長万部町	506, 545, 550	5	溪間工, 山腹工	
江差町	545	1	本数調整伐 防風工、植栽工	
上ノ国町	2061, 2062, 2082, 2110, 2137, 2152, 2154, 2261, 2262, 2242, 2315, 2334, 2340	18	溪間工、山腹工	
厚沢部町	3, 26, 74, 96	4	溪間工	
乙部町	1388	1	山腹工	
奥尻町	2415～2420, 2429, 2423, 2424, 2430, 2460～2468, 2472～2474	5	溪間工、山腹工	
せたな町	5018, 5019, 5059～5061, 5224, 5357, 5404, 5416, 5417, 5418, 5420, 6003, 6006, 6017, 6042, 6136, 6137	31	溪間工, 山腹工, その他	
合計		88		

別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備 考
	市町村			伐採方法	その他	
保安林	水源かん養	北斗市	5003～5146, 5148～5157, 5160～5250, 6001～6090			
		福島町	4117～4126, 4128～4232			
		知内町	3220～3224, 4001～4056, 4059, 4061～4116, 4233～4249, 4251～4262, 4264～4269, 4273～4279			
		木古内町	3001～3219			
		七飯町	2091～2136			
		森町	1026～1189			
		八雲町	91～106, 347～352, 7149～7188, 7278～7337, 7369～7372			
		長万部町	353～379			
		江差町	2001～2034			
		上ノ国町	2044～2079, 2082～2134, 2143～2146, 2151～2176, 2179～2182, 2242～2280, 2283～2292, 2303～2307			
		厚沢部町	131～288, 318～321, 334～390, 430～508, 514～530, 533～535, 541～543			
		乙部町	1386～1415, 1422～1432, 1434～1438, 1440～1455, 1462～1495			
		今金町	4001～4050, 4052～4238, 4241～4293, 4297～4393, 5205～5210			
		せたな町	5064～5085, 5095～5118, 5120～5204, 5325～5343, 5346～5349, 5366～5375, 5381～5388, 6038～6062, 6107～6118, 6121～6132			
	小計		143, 483. 20			※保安林の指定施業要件の範囲内とする。
	土砂流出防備	函館市	6153～6155			
		七飯町	1199			
		鹿部町	1200, 1201			
		森町	1001～1025, 1190～1198			
		八雲町	1～90, 107～109, 111～179, 183～346, 3023～3097, 3099～3138, 3140～3143, 7189～7277, 7338～7368			
		長万部町	380～556			
		江差町	330～333, 2035～2043			
		上ノ国町	2135～2142, 2281, 2282, 2293～2302, 2308～2378			
		厚沢部町	289～298, 300～317, 322, 323, 327～329, 391～429, 509～513, 536～540			
		乙部町	1416～1421, 1456～1461			
		奥尻町	2379～2382, 2384～2429, 2431～2474			
		せたな町	5001～5062, 5086～5094, 5118, 5119, 5211～5324, 5344, 5345, 5350～5365, 5389～5411, 5413～5415, 6003～6014, 6018～6037, 6063～6106, 6136～6144, 2			
	小計		96, 201. 93			

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備 考
	市町村			伐採方法	その他	
保安林	土砂崩壊防備	北斗市	6142～6145			
		八雲町	7499			
		上ノ国町	2242			
		奥尻町	2383, 2430			
		今金町	4297, 4299, 4300, 4395, 4396			
		せたな町	5052, 5059～5062, 5406～5413, 5415, 5418～5420, 6001, 6002, 6015～6018, 6496～6498			
	小計					
	飛砂防備	江差町	545			
		せたな町	5416, 5417			
	小計					
	防風	厚沢部町	547			
		奥尻町	2383			
		今金町	4394			
		せたな町	5421			
	小計					
	干害防備	上ノ国町	2080, 2081, 2147～2150, 2177, 2178			
		厚沢部町	531, 532			
		乙部町	1373～1385			
		せたな町	5063, 5376～5380, 6145～6148			
	小計					

※保安林の指定施業要件の範囲内とする。

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備 考
		市町村			伐採方法	その他	
保安林	保健	函館市	6151, 6154, 6156, 6153, 6155	146. 37 (282. 04)	※保安林の 指定施業要 件の範囲内 とする。		
		北斗市	5003	(36. 71)			
		福島町	4148～4150, 4169～4175	(615. 01)			
		知内町	4067, 4068, 4086	(25. 24)			
		七飯町	1199	(609. 22)			
		鹿部町	1200, 1201	(1, 582. 64)			
		森町	1026, 1029, 1032～1034, 1036, 1037, 1042, 1043, 1118, 1121, 1122, 1125, 1126, 1190～1198	(918. 46)			
		八雲町	179, 192, 193, 196～198, 200	(247. 15)			
		長万部町	514, 515, 520～522	(225. 31)			
		上ノ国町	2323, 2325～2331, 2336～2338	(347. 91)			
		厚沢部町	298, 300, 471～473, 518, 519, 522～524	(581. 99)			
		乙部町	1453, 1454	(181. 01)			
		今金町	4227, 4275～4278, 4282～4289	(394. 21)			
		せたな町	6119, 6120, 6133～6135, 5011, 5012, 5021～5025, 5136, 5137, 5416, 5417	336. 06 (478. 47)			
	小計			482. 43 (6, 525. 37)			
	風致	函館市	6151	(1. 62)			
		七飯町	2137～2141	336. 61			
	小計			336. 61 (1. 62)			
合計				244, 216. 02 (6, 526. 99)			
砂防指定地	北斗市	6020, 6021, 6023, 6027, 6071, 6086～6089, 6144, 6145	1. 7 (25. 63)	択伐、禁伐			
	福島町	4166, 4167, 4187, 4188, 4190	(4. 22)				
	知内町	3224	(2. 77)				
	木古内町	3036, 3097, 3105, 3140, 3170, 3171, 3173, 3174, 3186, 3187, 3215	4. 23 (28. 92)				
	八雲町	15, 25, 26, 38, 47, 82, 150, 306, 312, 3023, 3060, 3063, 3092, 3094, 3096, 7170, 7188, 7197, 7201, 7202, 7231, 7232, 7238, 7239, 7241, 7242, 7369, 7370	3. 02 (37. 04)				
	長万部町	448～450, 462, 463, 472, 478～480	(8. 08)				
	上ノ国町	2044～2047, 2076, 2115, 2116, 2134, 2311～2313, 2346	12. 91 (2. 51)				
	奥尻町	2385, 2388, 2389, 2396, 2430, 2472～2474	1. 38 (7. 02)				
	せたな町	5001～5003, 5045, 5046, 5354, 6006, 6014～6016, 6069, 6070, 6072, 6073, 6108～6112	15. 44 (15. 01)				
	合計		38. 68 (131. 2)				

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備 考
		市町村			伐採方法	その他	
国定公園	特別保護地区	七飯町	1199	0.31 (47.19)	※Ⅱ-第6-1-(3)の表による	大沼国定公園	
		鹿部町	1200, 1201	(97.14)			
		森町	1198	(51.33)			
	小計		0.31 (195.66)				
	第一種特別地域	七飯町	1199, 2138	0.55 (573.33)			
		鹿部町	1200, 1201	0.65 (1485.5)			
		森町	1198	2.37 (573.9)			
	小計		3.57 (2,632.73)				
	第二種特別地域	七飯町	2137～2141	2.62 (325.31)			
	小計		2.62 (325.31)				
	第三種特別地域	七飯町	2133～2136	6.01 (221.44)			
		森町	1190～1197	5.83 (502.13)			
	小計		11.84 (723.57)				
	合計		18.34 (3,877.27)				
道立自然公園	第一種特別地域	函館市	6153, 6155	2.62 (253.17)	※Ⅱ-第6-1-(3)の表による	狩場茂津多道立自然公園 檜山道立自然公園 恵山道立自然公園	
		せたな町	5007～5013, 5016～5033, 5035～5042, 5108, 5109, 5112～5115, 5119, 5123～5136, 5162, 5163, 5169, 5170, 5175, 5176, 5198	(3,175.44)			
	小計		2.62 (3,428.61)				
	第二種特別地域	奥尻町	2405, 2414～2420, 2425～2428, 2440, 2441	11.93 (352.73)			
		せたな町	5060～5062, 5123, 5125, 5126, 5130, 5137～5140, 5142～5144, 5146～5155, 5157～5159, 5164, 5169, 5170, 5172, 5173	4.62 (1,278.56)			
	小計		16.55 (1,631.29)				
	第三種特別地域	函館市	6154～6156	0.78 (176.08)			
		せたな町	5001～5007, 5009, 5010, 5013～5017, 5034, 5039～5052, 5054, 5058, 5104～5107, 5110, 5111, 5116～5118, 5138～5146, 5148～5152, 5155, 5156, 5159～5161, 5163～5168, 5171～5181, 5416～5419	23.43 (3,999.84)			
	小計		24.21 (4,175.92)				
合計		43.38 (9,235.82)					

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備 考
	市町村			伐採 方法	その他	
鳥獣保護区 特別保護地区	森町	1013, 1015	(36. 28)	※Ⅱ-第6- 1-(5) の表によ る。		
	八雲町	7201	(30. 01)			
	長万部町	433, 439	(53. 84)			
	江差町	2038	(98. 61)			
	今金町	4283	(58. 78)			
	せたな町	5220, 5221	0. 35 (89. 65)			
合計			0. 35 (367. 17)	※Ⅱ-第6- 1-(4) の表によ る。		
史跡名勝 天然記念物	江差町	2036, 2037, 2039, 2040, 2038	(498. 6)			
	厚沢部町	480～484	(320. 11)			
小計			(818. 71)			

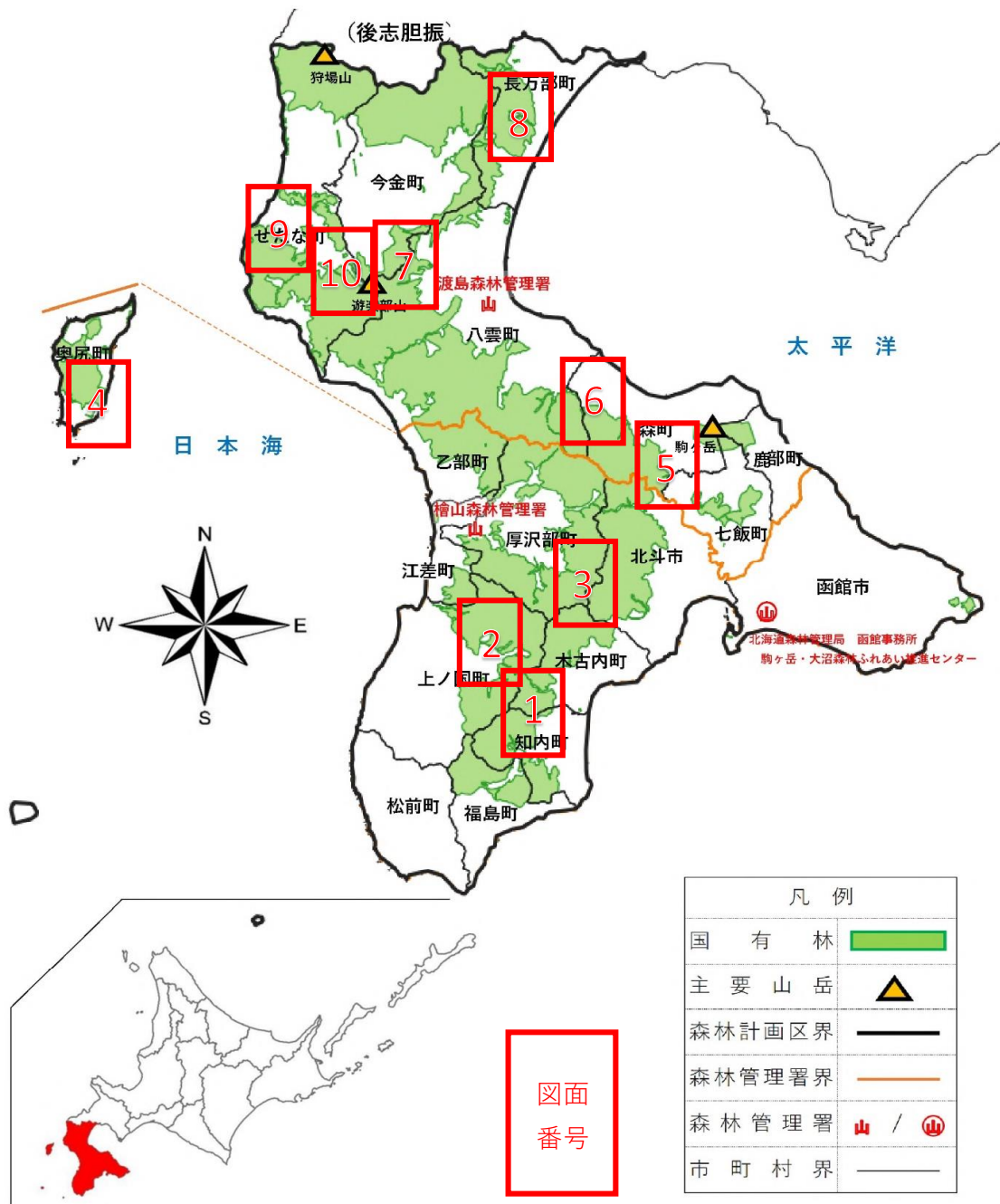
注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

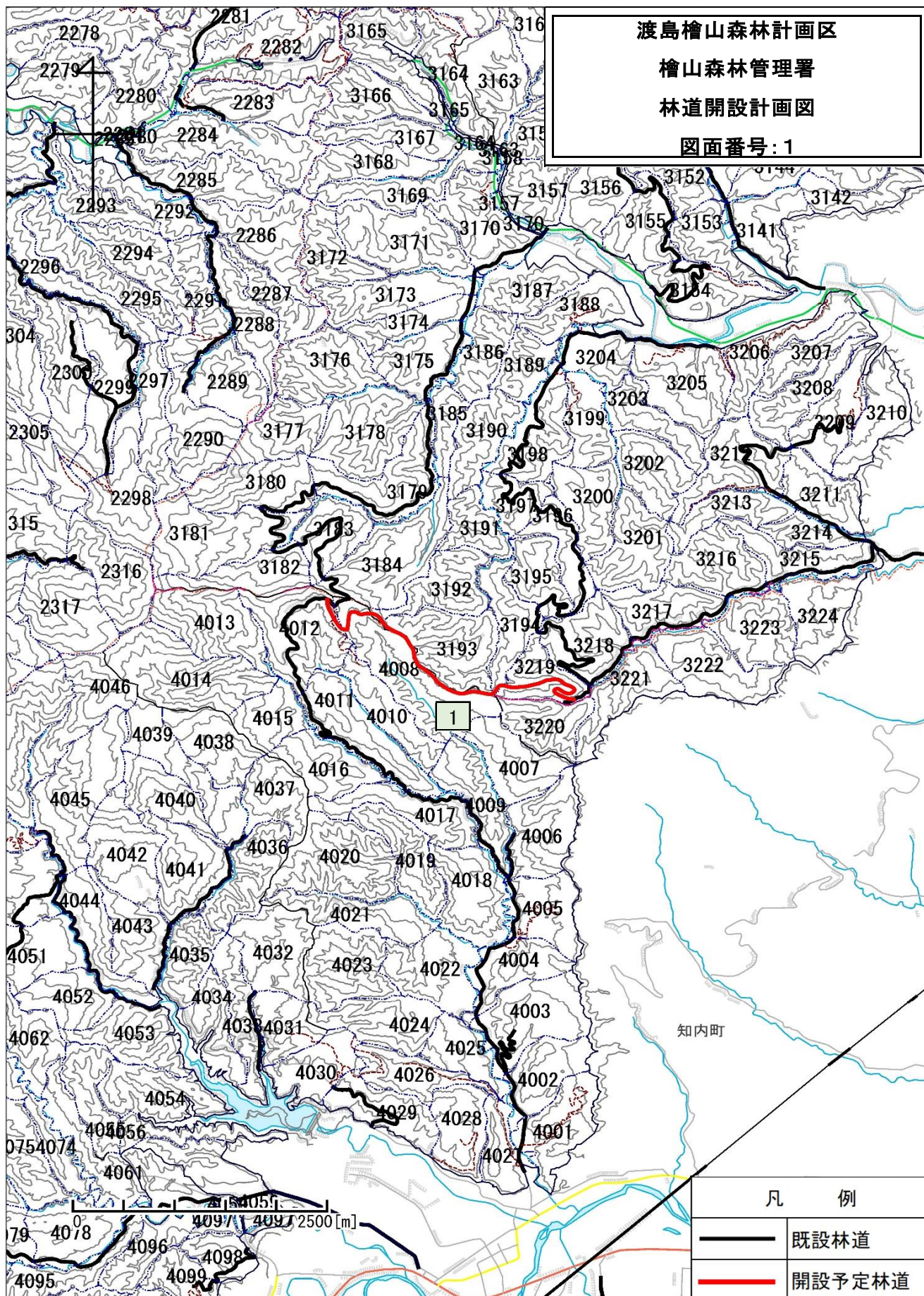
IV 林道開設計画図

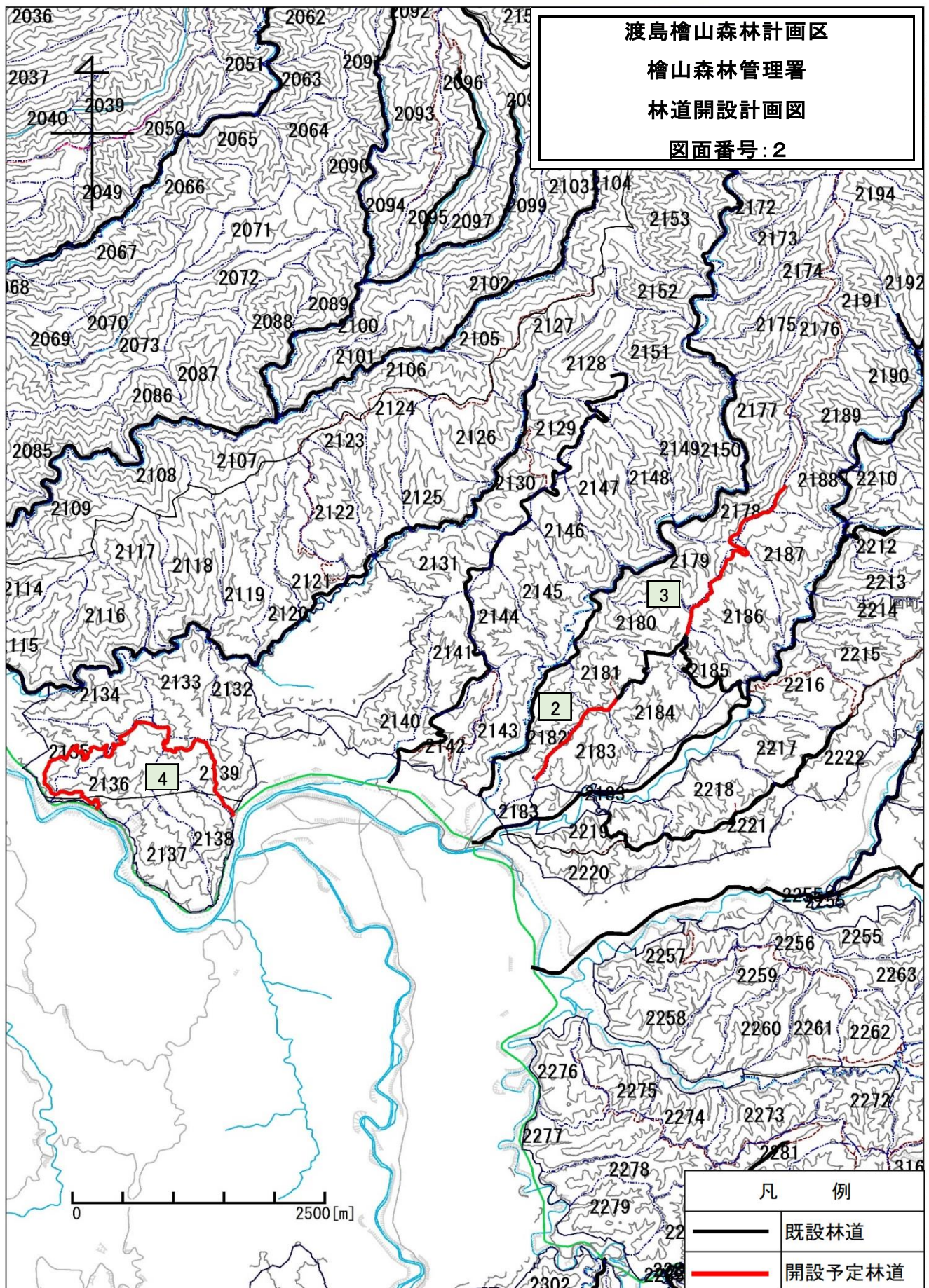
開設林道路線一覽表

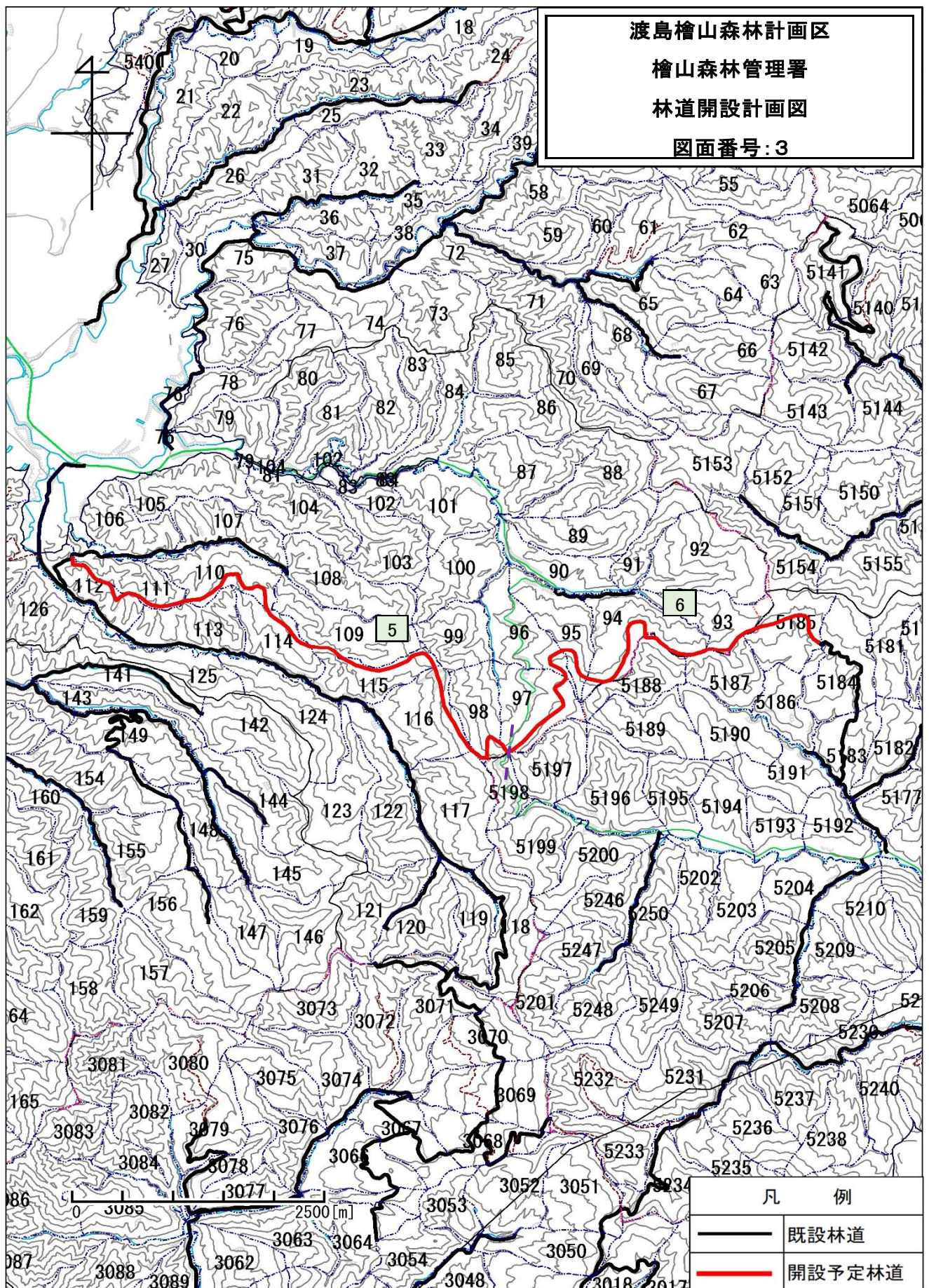
森林計画区	森林管理(支)署	市町村	図面番号	路線番号	路 線 名	代表林班	延長(km)
渡島檜山	檜山	木古内町	1	1	建有川チリチリ線林道	4008	4.5
		上ノ国町	2	2	中の沢林道糠野越支線中ノ峰分線	2183	1.3
				3	中の沢林道糠野越支線	2186	2.0
				4	茅野線林道	2136	4.5
		厚沢部町	3	5	館泉沢中野線林道糠沢支線四隅沢分線	116	7.6
				6	桂の沢梅漬峠線林道	5185	5.1
		奥尻町	4	7	青苗小倉川林道	2384	2.2
	渡島	森町	5	8	赤井川林道第一支線	1171	1.8
				9	赤井川林道宿野辺支線	1188	1.0
			6	10	桂川森濁川線林道澄川支線	1004	2.0
				11	毛無山線林道	1018	2.2
		八雲町	7	12	南満河林道セイヨウベツ支線	282	4.4
				13	サックルベツ川林道	320	1.8
		長万部町	8	14	土津田フラヌベツ線林道	488	1.5
				15	上国縫川林道ワルイ川支線	410	2.9
				16	紋別川林道ペタヌ支線	459	2.8
				17	上国縫川林道ワルイ川支線	425	3.5
		せたな町	9	18	長四郎・小川牧場線林道	5381	3.0
			10	19	番の沢猪岱線林道	5275	3.0
※ 図面上で開設林道路線は赤い線で表記					渡島檜山森林計画区計		57.1

渡島檜山森林計画区の位置図

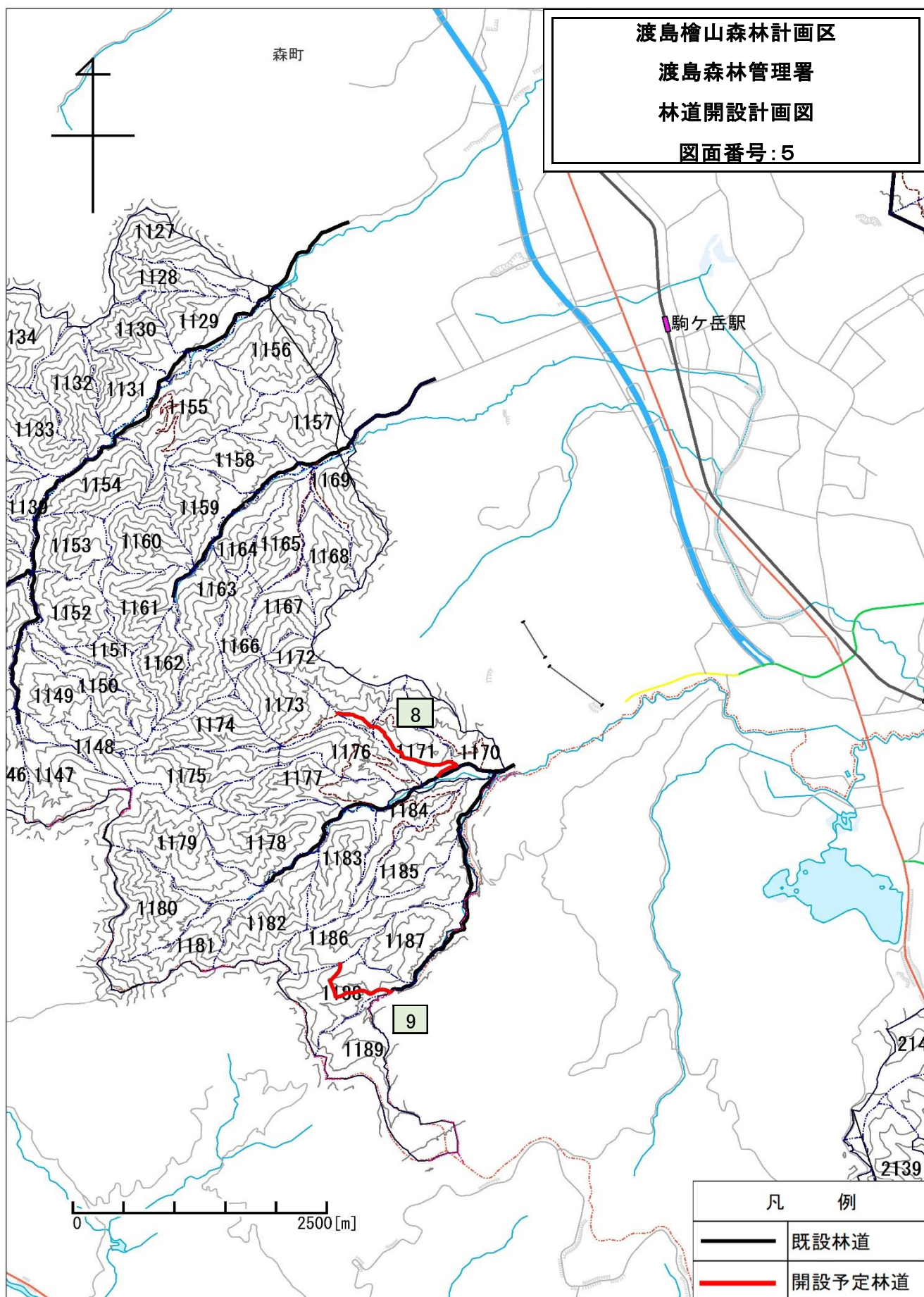


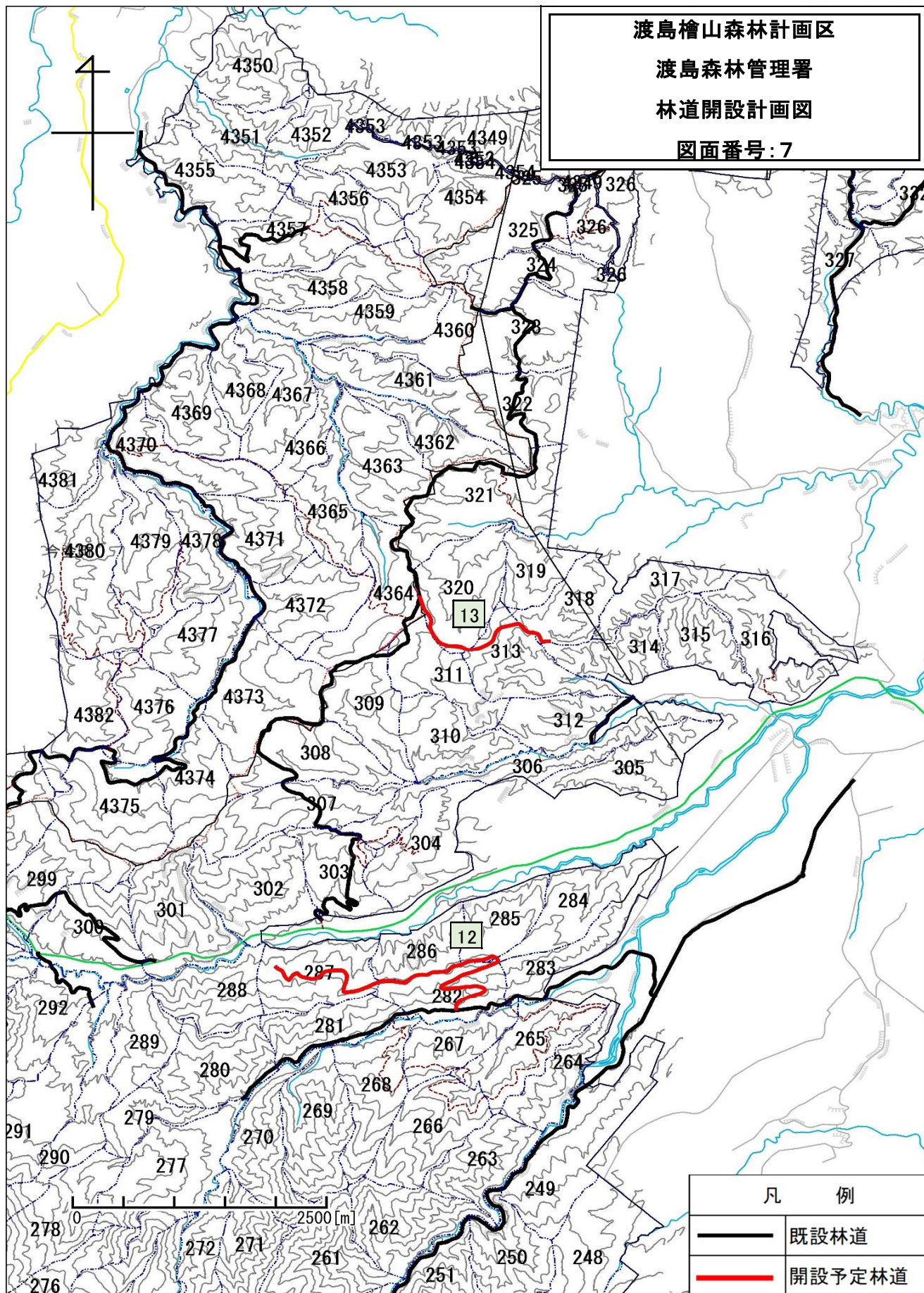


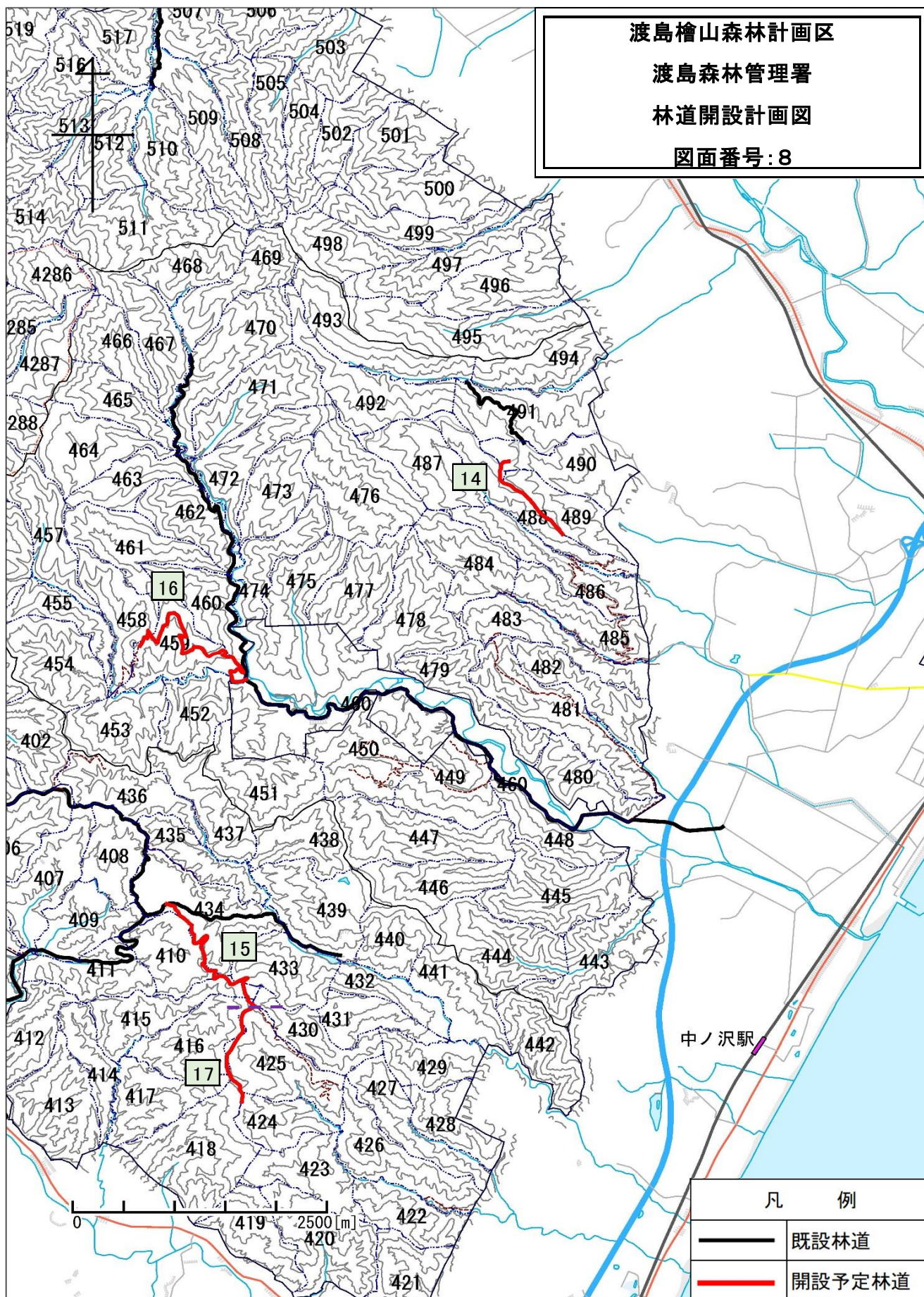


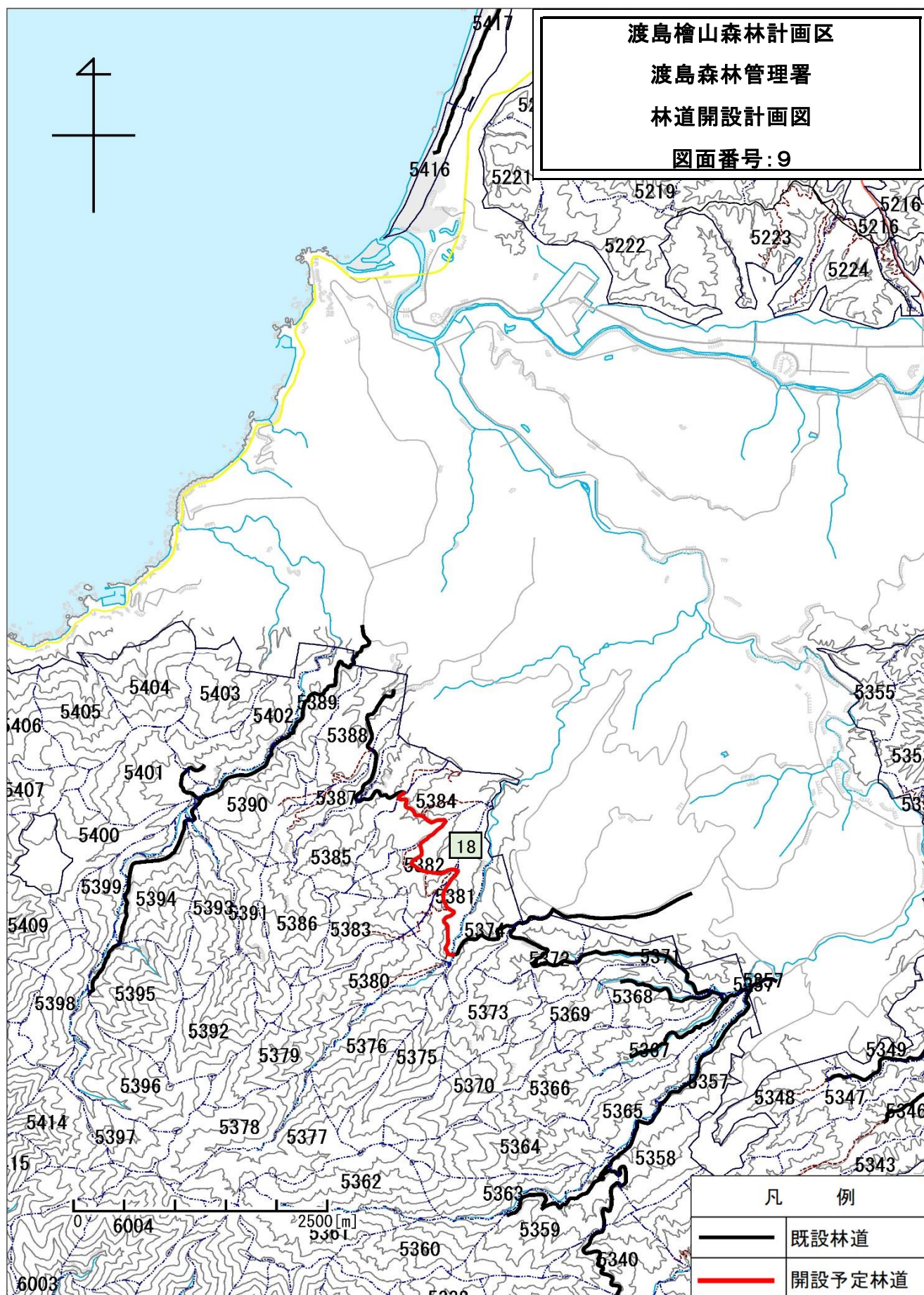












渡島檜山森林計画区

渡島森林管理署

林道開設計画図

図面番号:10

